

立川3・4・17号沿道整備街路事業の施行の認可について

立川3・4・17号沿道整備街路事業について、下記のとおり東京都から沿道整備街路事業の施行の認可を受けましたのでお知らせします。

本市では、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備において、影響する地権者の生活再建と、都市計画道路の早期整備を目的とし、街路事業に加え、沿道整備街路事業という事業手法を併せて用いることといたしました。

沿道整備街路事業とは、区画整理事業を活用して街路用地を確保する事業手法で、平成11年に制度化され東京都内で6例目となります。

記

- 1 事業名 立川3・4・17号沿道整備街路事業
- 2 施行地区 武蔵村山市榎二丁目、大南一丁目の各一部
- 3 事業施行期間 令和7年3月25日から令和16年3月31日